

Q1 個人番号の取得①

個人番号取得にあたり
方針や規程等を整備する
必要があると
聞いたが
それはどんなもの?



質 問のとおり、金融機関は個人番号取得にあたり、その基本方針や取扱規程等を整備しなければなりません。では、その中身はどんなものになるのでしょうか。まずは金融機関としての番号法への対応方針などを基本方針として定義します。そのうえで個々の取扱商品単位での業務フローを整備することになりますが、その際には受付条件などに応じた分岐ポイントに留意する必要があります。例えば、少額貯蓄非課税制度（マル優）における口座開設に際しては、非課税貯蓄申告書の受入れの際にすでに非課税貯蓄申告書が受理されていないかの確認後、本人確認書類をお客様から預かります。合わせて、お客様に個人番号の提示を求めることになります。仮に番号提示を拒絶された場合、金融機関は口座開設を謝絶することとされています。このように、番号提示が拒否された場合に口座開設が行える取引なのか否か注意する必要があります。

●業務フローと事務マニュアルを確認

そこで、金融機関としては業務フローの整備に併せ、取扱い上の留意点や条件などを仔細に記した事務マニュアル（規程）を策定することとなります。実際に営業店での実務担当者は、業務フローと事務マニュアルを併用することで、個別具体的なお客様対応に備えることが肝心です。

代表例として「国外送金事務マニュアル」「マル優・マル特・マル財契約時のマニュアル」「投信口座開設に関する事務マニュアル」「個人番号関係事務が発生しないことが明らかなる場合の本人確認マニュアル」「個人番号変更時の事務マニュアル」などを事務規程として策定することが考えられるでしょう。加えて、お客様対応に向けては、想定問答集およびこれを踏まえた行職員向け研修教材などの準備も必要となります。

A このような答えとなる!



Q2 個人番号の取得②

個人番号を取得するのは
どんな取引のとき?
どのように
個人番号を
取得するの?



番 号法により金融機関では事業法人共通の対応に加え、金融取引ごとに異なる制度対応が求められます。銀行等の金融機関の場合、個人のお客様との国外送金、投資信託口座開設、公共債口座開設、マル優・マル特・マル財契約、教育資金一括贈与にかかる非課税措置などの取扱いに際し、お客様の個人番号の書面への記載が必要となります。いずれも新規の場合はその場でお客様の個人番号の提供を求め、商品ごとに定められている

申込書などにお客様自身の手で個人番号を記入してもらうことになります。

このうち、以下では投資信託の口座開設と教育資金一括贈与の非課税措置での取扱いを例示します。

●番号提示が拒絶されたら取引不可となることも

まず投資信託の口座開設に際しては「投資信託総合取引申込書」などに記入してもらい、本人確認書類を求めます。この際、お客様の個人番号の確認を

行い、お客様自身で投資信託総合取引申込書に個人番号を記入してもらうことが考えられます。また、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」にも個人番号を記入してもらいます。なお、本人確認書類は、犯罪収益移転防止法や税法で規定された書類だけでなく、番号法で規定された書類も満たす必要があります。

次に教育資金一括贈与にかかる非課税措置については、お客様から申し出を受けた後、教育資金贈与口座の開設有無を確認します。口座が未開設の場合、教育資金一括贈与に関する書類および預金者の本人確認書類の取受けとともに、個人番号の確認を実施します。そのうえで、お客様に「教育資金非課税申告書」に預金者の個人番号を記入してもらうこととなります。

A このような答えとなる!



個人番号の告知が制度の適用要件となっているため、お客様から番号提示を拒絶された場合は、謝絶することとなります。